

2023年4月3日

お客さま各位

株式会社 長野銀行

カードローンにおける相続発生時の取扱いについて

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、当行で取扱いをしておりますカードローン商品において、カードローン規定に定められておりました、期限の利益喪失事由である「相続の開始があったとき」の取扱いを見直し、削除いたしましたのでお知らせいたします。

カードローンにおいて「相続の開始があったとき」のみを理由として、期限の利益を喪失させ、一括返済を請求することはございません。

なお、別の事由（例えば返済遅延等）により、期限の利益喪失事由に該当した場合のお取扱いに変更はございません。

【ご参考】

カードローン契約規定の期限の利益喪失事由から「相続の開始があったとき」を削除した主なカードローンは次のとおりです。

- ・カードローン「リベロ」
- ・教育カードローン

なお、上記以外のカードローンにつきましても、「相続の開始があったとき」のみを理由として期限の利益を喪失させ一括返済を請求することはございません。